

信用取引の契約締結前交付書面 新旧対照表（2025 年 2 月 22 日）

※本新旧対照表は主な改定事項についてご案内するためコース共通で作成したものです。一部、お取引
いただいているコースにより記載項目等が異なる場合がありますので、詳細は各コースの改定版「信
用取引の契約締結前交付書面」にてご確認ください。

（下線部分変更箇所）

新	旧
P7 当社の概要 商号等 株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関 東財務局長(金商)第 44 号、商品先物取引業者 本店所在地 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物 取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協 会、一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取 引協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会	当社の概要 商号等 株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関 東財務局長(金商)第 44 号、商品先物取引業者 本店所在地 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物 取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協 会、一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取 引協会
P12 別紙 3 SBI 証券の信用取引について (略) 6. 取 引 (略) (3) 返 済 ① 返済期限 返済期限は、上記 5.返済期限・決済期日の定める 所によります。 ② 返済方法 (略) □. 現 引 「現引」とは買建玉に対する貸付金(受渡代金)を 支払うことにより現物株式等を引き取ることで す。受渡金額は「買建値×現引数+諸経費」とな ります。当社では現引を行いますと代用適格の株 式等は、すべて代用有価証券となり担保に組入れ られます。 営業日の 0 時から 16 時 00 分までに現引入力さ れたものについては入力日の当日に、それ以外(営 業日の 16 時 00 分過ぎから 24 時までおよび営 業日以外の日)に現引入力されたものについては 入力日の翌営業日に決済を執行いたします。 現引は、当社の定める方法により、現引決済受渡 日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当 該予定委託保証金率が 30.2%（「はじめて信用」 取引の場合 100%）以上となる場合、ご利用可 能な委託保証金現金残高(預り金自動スweepサ ービスをお申し込みの場合、住信 SBI ネット銀行 における専用銀行口座(SBI ハイブリッド預金)の 残高も含め、かつ、当日以降の委託保証金合計(委 託保証金現金と代用有価証券の合計額から支払 諸経費と建玉の評価損益合計×1 を差し引いた額 に受渡未到来の決済損益合計×2 を加減した額) が 30 万円以上の場合に限る。)を上限として行う ことができます。(下記③に定める現引を行う場合 にはこの限りではありません。)	別紙 3 SBI 証券の信用取引について (略) 6. 取 引 (略) (3) 返 済 ① 返済期限 返済期限は、上記 5.返済期限・決済期日の定める 所によります。 ② 返済方法 (略) □. 現 引 「現引」とは買建玉に対する貸付金(受渡代金)を 支払うことにより現物株式等を引き取ることで す。受渡金額は「買建値×現引数+諸経費」とな ります。当社では現引を行いますと代用適格の株 式等は、すべて代用有価証券となり担保に組入れ られます。 営業日の 0 時から 16 時 00 分までに現引入力さ れたものについては入力日の当日に、それ以外(営 業日の 16 時 00 分過ぎから 24 時までおよび営 業日以外の日)に現引入力されたものについては 入力日の翌営業日に決済を執行いたします。 現引は、当社の定める方法により、現引決済受渡 日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当 該予定委託保証金率が 30.2%（「はじめて信用」 取引の場合 100.2%）以上となる場合、ご利用可 能な委託保証金現金残高(預り金自動スweepサ ービスをお申し込みの場合、住信 SBI ネット銀行 における専用銀行口座(SBI ハイブリッド預金)の 残高も含め、かつ、当日以降の委託保証金合計(委 託保証金現金と代用有価証券の合計額から支払 諸経費と建玉の評価損益合計×1 を差し引いた額 に受渡未到来の決済損益合計×2 を加減した額) が 30 万円以上の場合に限る。)を上限として行う ことができます。(下記③に定める現引を行う場合 にはこの限りではありません。)

八、現 渡 「現渡」とは売建玉に対する貸付株券等を引渡すことにより受渡代金を受取ることです。受渡金額は「売建値×現渡数－諸経費－譲渡益税」となります。 現渡は、当社の定める方法により、現渡決済受渡日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当該予定委託保証金率が 30.2%以上（「はじめて信用」取引の場合 100%以上）あり、かつ売建玉と同銘柄の現物単元株等のお預りが当社にある場合に行うことができます。 (略) ③ 返済期限までに決済されない場合のお取扱い (略) なお、決済損又は現引代金による不足金が発生し、委託保証金現金内で充当できない場合は決済損又は現引の受渡日までに不足金をご入金していただき、当社にて着金の確認ができることが必要となります。委託保証金現金による決済損金への充当は、委託保証金(委託保証金現金と代用有価証券の合計額から支払諸経費と建玉の評価損益合計*1を差し引いた額に受渡未到来の決済損益合計*2を加減した額)のうち 30 万円を上回る額、かつ委託保証金率が 30.2%（「はじめて信用」取引の場合 100%）を超える場合の当該 30.2%（「はじめて信用」取引の場合 100%）を超える部分に相当する額の範囲内でのみ可能です。また、現引代金への充当は、現引決済受渡日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当該予定委託保証金率が 30.2%（「はじめて信用」取引の場合 100%）以上となる場合、ご利用可能な委託保証金現金残高(預り金自動スweepサービスをお申し込みの場合、住信 SBI ネット銀行における専用銀行口座(SBI ハイブリッド預金)の残高も含め、かつ、当日以降の委託保証金合計(委託保証金現金と代用有価証券の合計額から支払諸経費と建玉の評価損益合計*1を差し引いた額に受渡未到来の決済損益合計*2を加減した額が 30 万円以上の場合に限る。))を上限として行うことができます。ただし、金融商品取引所、または当社独自の判断による取引規制等により委託保証金率の変更が行われた場合、金融商品取引所または当社独自の判断による取引規制等により委託保証金率の変更が行われた建玉がある場合には、この限りではありません。 (略) (5) 信用取引口座を開設されているお客様の現物取引 ① 現物のお買付け 現物のお買付けは「現物買付余力」の範囲内で行うことができます。「現物買付余力」は当社ウェブサイト上に表示いたします。「現物買付余力」とは、当社の定める方法により、現物買付受渡日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当該予定委託保証金率が 30.2%（「はじめて信用」取引の場合 100%）を超える場合、当該 30.2%（「はじめて信用」取引の場合 100%）を超える部分に相当する委託保証金額(預り金自動スweepサービスをお申し込みの場合、住信 SBI ネット銀行における専用銀行口座(SBI ハイブリッド預金)の残高も含めます。)を上限とした、現物買付受渡日の委託保証金現金から売建玉に対する支払い予	八、現 渡 「現渡」とは売建玉に対する貸付株券等を引渡すことにより受渡代金を受取ることです。受渡金額は「売建値×現渡数－諸経費－譲渡益税」となります。 現渡は、当社の定める方法により、現渡決済受渡日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当該予定委託保証金率が 30.2%以上（「はじめて信用」取引の場合 100.2%以上）あり、かつ売建玉と同銘柄の現物単元株等のお預りが当社にある場合に行うことができます。 (略) ③ 返済期限までに決済されない場合のお取扱い (略) なお、決済損又は現引代金による不足金が発生し、委託保証金現金内で充当できない場合は決済損又は現引の受渡日までに不足金をご入金していただき、当社にて着金の確認ができることが必要となります。委託保証金現金による決済損金への充当は、委託保証金(委託保証金現金と代用有価証券の合計額から支払諸経費と建玉の評価損益合計*1を差し引いた額に受渡未到来の決済損益合計*2を加減した額)のうち 30 万円を上回る額、かつ委託保証金率が 30.2%（「はじめて信用」取引の場合 100.2%）を超える場合の当該 30.2%（「はじめて信用」取引の場合 100.2%）を超える部分に相当する額の範囲内でのみ可能です。また、現引代金への充当は、現引決済受渡日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当該予定委託保証金率が 30.2%（「はじめて信用」取引の場合 100.2%）以上となる場合、ご利用可能な委託保証金現金残高(預り金自動スweepサービスをお申し込みの場合、住信 SBI ネット銀行における専用銀行口座(SBI ハイブリッド預金)の残高も含め、かつ、当日以降の委託保証金合計(委託保証金現金と代用有価証券の合計額から支払諸経費と建玉の評価損益合計*1を差し引いた額に受渡未到来の決済損益合計*2を加減した額が 30 万円以上の場合に限る。))を上限として行うことができます。ただし、金融商品取引所、または当社独自の判断による取引規制等により委託保証金率の変更が行われた場合、金融商品取引所または当社独自の判断による取引規制等により委託保証金率の変更が行われた建玉がある場合には、この限りではありません。 (略) (5) 信用取引口座を開設されているお客様の現物取引 ① 現物のお買付け 現物のお買付けは「現物買付余力」の範囲内で行うことができます。「現物買付余力」は当社ウェブサイト上に表示いたします。「現物買付余力」とは、当社の定める方法により、現物買付受渡日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当該予定委託保証金率が 30.2%（「はじめて信用」取引の場合 100.2%）を超える場合、当該 30.2%（「はじめて信用」取引の場合 100.2%）を超える部分に相当する委託保証金額(預り金自動スweepサービスをお申し込みの場合、住信 SBI ネット銀行における専用銀行口座(SBI ハイブリッド預金)の残高も含めます。)を上限とした、現物買付受渡日の委託保証金現金から売建玉に対する支払い予
---	---

定配当金相当額合計※を差し引いた金額の内、委託保証金(委託保証金現金と代用有価証券の合計額から支払諸経費と建玉の評価損益合計*1を差し引いた額に受渡未到来の決済損益合計*2を加減した額)30万円を超える部分の額です。ただし、金融商品取引所または当社独自の判断による取引規制等により委託保証金率の変更が行われた場合、金融商品取引所または当社独自の判断による取引規制等により委託保証金率の変更が行われた建玉がある場合には、この限りではありません。

また、現物買付入力時の予定委託保証金率が共に30.2%（「はじめて信用」取引の場合100%）未満の場合には、現物のお買付けはできません。有価証券の募集および売出しによるお買付けは取扱いが異なります。お買付けの際に当社ウェブサイトをご確認ください。

（略）

（2025年2月）

定配当金相当額合計※を差し引いた金額の内、委託保証金(委託保証金現金と代用有価証券の合計額から支払諸経費と建玉の評価損益合計*1を差し引いた額に受渡未到来の決済損益合計*2を加減した額)30万円を超える部分の額です。ただし、金融商品取引所または当社独自の判断による取引規制等により委託保証金率の変更が行われた場合、金融商品取引所または当社独自の判断による取引規制等により委託保証金率の変更が行われた建玉がある場合には、この限りではありません。

また、現物買付入力時の予定委託保証金率が共に30.2%（「はじめて信用」取引の場合100.2%）未満の場合には、現物のお買付けはできません。有価証券の募集および売出しによるお買付けは取扱いが異なります。お買付けの際に当社ウェブサイトをご確認ください。

（略）

（2024年11月）

以上